

発注関係事務に関する地方公共団体への支援

～北陸地方整備局における品質確保に向けた取組～

むら かみ かず ひさ
村上 和久*

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）の基本方針では、「国として講ずべき施策」の一つに、国は、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言、情報提供その他の援助を行うよう努めることとある。これを受けて北陸地方整備局での地方公共団体への支援内容などについて紹介する。

1. はじめに

北陸地方整備局では、品確法及び運用指針を踏まえ、国、県、市町村、法人等で組織された「北陸ブロック発注者協議会」を通じて、平成28年度から「改正品確法等及び発注関係事務説明会」や「ガイドライン（生産性向上）等講習会」「公共工事の発注関係事務相談キャラバン」などの地方公共団体への支援を行っているところである。

2. 北陸ブロック発注者協議会

北陸ブロック発注者協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を行い、建設生産システムの効率化に関する各種施策の推進・強化を図り、もって北陸ブロックにおける公共工事の品質確保の促進及び工事の生産性向上に寄与することにより発注者責任を果たすことを目的として、平成20年に設立された。

北陸管内の国、法人、地方公共団体30の発注機関で構

成された本協議会の下に幹事会、その下に新潟、富山、石川の各県部会が組織されている。

協議会、幹事会は年一回程度開催し、当該年度の実績（見込み）報告と次年度の目標を設定する。

県部会では、協議会としての取り組み内容の周知・確認と、市町村に向けた国、県からの支援策の説明を行っている。

また、各県部会ごとにワーキンググループを設け、今後の進め方やフォローアップなどの具体的な確認を行っている。

- 北陸ブロック発注者協議会は、国、県、市町村、法人等の全80機関で構成。
- 平成27年度からの5カ年間で全25回開催。

- ◆ 設立
平成20年10月10日
協議会設立から7年目（平成26年）品確法の改正を受け、見直し。
・協議会の構成員の役割の格上げ
県：「部長」 → 「副知事」
市（町村）：「副市（町村）長」 → 「市（町村）長」
・規約改正による協議会の役割の見直し
施策の「連絡調整」 → 施策の「推進・強化」
- ◆ 構成（令和元年度時点）
□ 北陸ブロック発注者協議会・幹事会（各年1回開催）
国：9機関
法人：3機関
地方公共団体：18機関（各県、政令市、代表市町村）
□ 県部会（年1回開催）
地方公共団体：67機関（各県、全市町村）
- ◆ 開催実績（平成27年度～令和元年度の5カ年）
□ 北陸ブロック発注者協議会・幹事会 10回
□ 県部会（新潟県、富山県、石川県） 15回

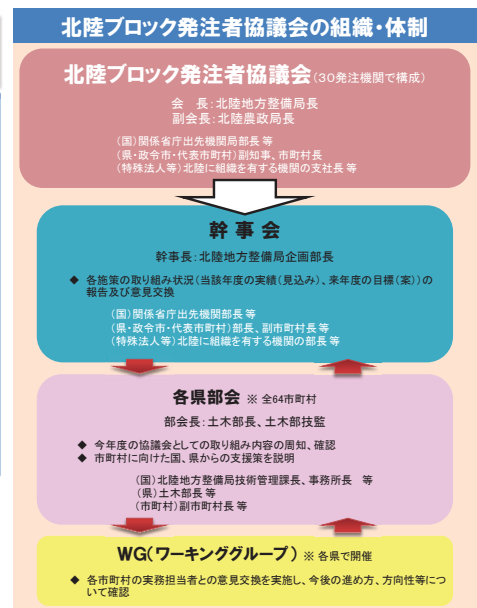


図-1 北陸ブロック発注者協議会の概要

*国土交通省 北陸地方整備局 企画部 技術管理課長

025-280-8880（代）

3. 地方公共団体への支援メニュー

公共工事等の発注事務に関して、その適切な実施に向けて、県・市町村等の各発注機関に対して、以下のような支援メニューをそろえている。

1) 入札契約関係

- ・各機関の総合評価審査委員会への職員派遣

各機関の公共工事等に関する総合評価落札方式の実施において総合評価審査委員会を設置する場合、その委員として、総合評価における技術評価に関して専門的な知識、経験を有した職員を派遣し、技術的な指導・助言を行っている。

- ・職員研修への県や市町村職員の受講受け入れ

公共工事等の品質確保、総合評価、生産性向上等に関する北陸地方整備局の職員向け研修に、各機関の職員の受け入れることにより、品質確保、総合評価落札方式や生産性向上の取り組み等の理解と知識の修得を支援する。

- ・県や市町村が主催する研修への職員派遣

公共工事等の品質確保、総合評価、生産性向上等に関する県や市町村の職員向け研修に、北陸地方整備局の職員を講師として派遣することにより、品質確保、総合評価落札方式や生産性向上の取り組み等の理解と知識の修得を支援する。

- ・総合評価関係事務の演習講習会の開催

総合評価に関する手続きや技術の修得のため、各機関の職員を対象とした総合評価演習講習会を開催し、各機関の総合評価落札方式の円滑な実施を支援する。

2) 監督検査関係

- ・直轄工事検査への臨場受け入れ

北陸地方整備局発注工事の完成検査に臨場、同行することにより、検査のポイント、成績評定の方法など、工事の完成検査技術を修得し、各機関の工事完成検査に活用いただけるよう支援する。

3) その他の説明会、講習会

- ・改正品確法等及び発注関係事務説明会
 - ・ガイドライン(生産性向上)等講習会
- 品確法及び運用指針等をはじめ、公

共工事等の品質確保、生産性向上等について、各機関の職員を対象とした説明会、講習会を開催し、各機関の取り組みを支援する。

4) 相談会等

- ・公共工事の発注関係事務相談キャラバン

- ・品質確保等に関する相談窓口の開設

発注関係事務において、市町村等が抱える悩みや疑問について、相談会を開催し、各機関の取り組みを支援するとともに、メール・電話による相談窓口を設置し、発注関係事務の適切な実施に向け支援する。

4. 地方公共団体への支援状況

公共工事の品質確保とその担い手中長期的な育成・確保を図るため、毎年、重点的テーマを決めて、各発注機関が取り組み、国・県は市町村への支援を積極的に行っている。

これまで、全国統一指標の「適正な予定価格の設定」「適切な設計変更」「施工時期の平準化」と発注見通しの公表の統合を重点的テーマに掲げ、取り組んできた。

その成果として、全ての指標において前進が見られている。

また、発注見通しの北陸管内(新潟県、富山県、石川県)全64市町村の統合が達成された。

市町村が公共工事の発注関係事務である入札契約、設計積算、監督検査等一連のプロセスにおいて発注

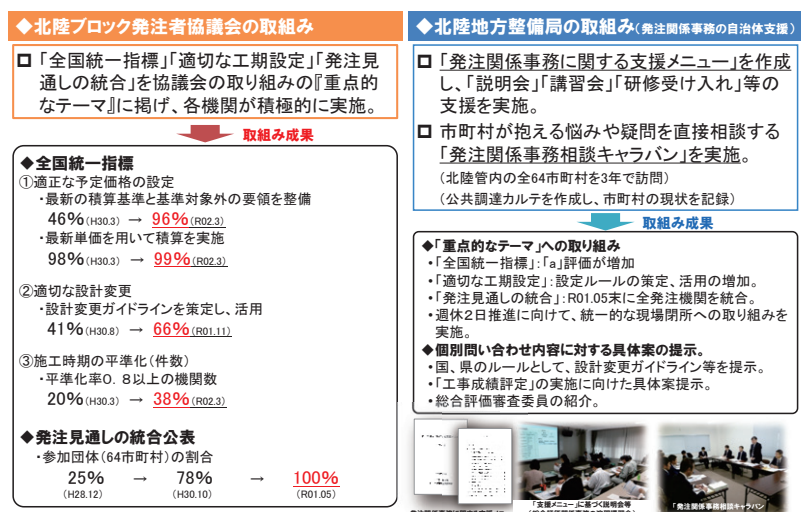


図-2 北陸ブロック発注者協議会及び北陸地方整備局の取り組み状況

者責任を果たすため、抱える悩みや疑問について直接相談できるよう、北陸地方整備局職員が行脚する「発注関係事務相談キャラバン」を、平成29年度から令和元年度の3年間で管内全64市町村において実施した。

さらに、「新・担い手3法」において、地方公共団体における施工時期の平準化の取り組みについて努力義務化されたため、各地方公共団体に対して施工時期の平準化の取り組みを要請しており、令和元年度末に管内の主な市へ出向いて、平準化が進まない要因等のヒヤリングを実施している。

このようにキャラバン等を通じて、重点テーマを推進するための課題や入札契約等に関する問題などについて、各自治体と直接対話することで、発注者として共通の認識を持ってもらい、公共工事の品質確保の推進につなげるのが重要であると思っている。

今後も、「発注関係事務相談キャラバン」を継続し、施工時期の平準化や工期の設定など更なる市町村への浸透を目指す。なお、キャラバンの二巡目は一定規模の市や、要請のある市町村を訪問する予定である。

5. おわりに

良質な社会資本の持続的な整備・管理のためにも、公共事業の効率的・円滑な実施を図り、将来の建設業界を見据えて、働き方改革では特に完全週休二日の実現、施工時期の平準化など、生産性向上ではi-Constructionの推進を強力に進めているところである。

これからも国として地方公共団体に対して、きめ細かい支援を行い、公共調達品質確保、担い手の確保と魅力ある建設業の実現に向けて取り組んで参りたい。

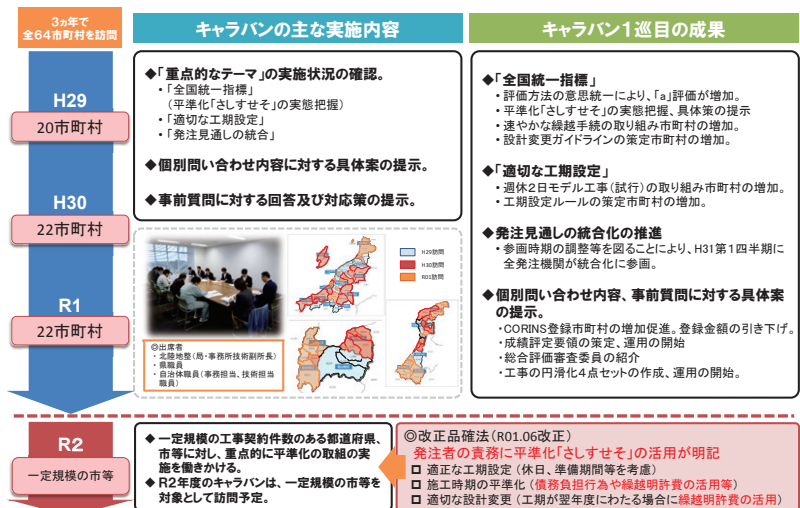


図-3 発注関係事務相談キャラバン 1巡目の成果

- ◆ 公共工事の施工時期の平準化の取組については、品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」に規定し、全国統一指標の一つとして取組を推進。
- ◆ 「新・担い手3法」において、地方公共団体における施工時期の平準化の取組について努力義務化。
- ◆ 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日）（参考）において、各地方公共団体に対して、施工時期の平準化の取組を要請。

地方公共団体に対して個別に詳細な調査や要因等の聴取を実施（平準化ヒアリングの実施）

令和2年1月～2月

- ◆ 長岡市、上越市、富山市、金沢市の4市を対象
- ◆ ヒアリング実施者：整備局職員（企画部及び建設部）、県職員
- ◆ ヒアリング対応者：土木担当部局、契約担当部局、財政担当部局の各担当者

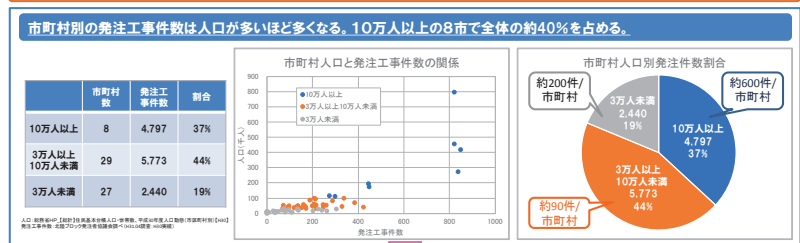
ヒアリング項目

- 施工時期の平準化が進まない要因
- 現状の取組・課題（平準化の取組「さしすせそ」の各項目）
- 平準化の推進に向けた今後の取組（平準化の取組「さしすせそ」の各項目）
- 建設業界からの取組に対する評価や要望について 等



図-4 平準化ヒアリングの実施

- 品確法において、公共工事の施工時期の平準化が「発注者の責務」として明確に規定
- 入契法において、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「努力義務化」



R2取り組み計画

- ◆ まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、市等に対し、重点的に平準化の取組の実施を働きかける。
- ◆ R2年度のキャラバンは、一定規模の市等（比率：発注工事件数/市町村数）を対象として訪問予定。

- ◆ 引き続き全ての地方公共団体に対しても発注者の責務として平準化の取組を進めるよう支援

図-5 発注関係事務相談キャラバンR2計画